

高鍋町地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び高鍋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業する学生の高鍋町内への移住を伴う県内就職を支援するため、宮崎県と共同して行う宮崎県地方就職学生支援事業（以下「県地方就職学生支援事業」という。）において、東京圏内の大学を卒業して、高鍋町に移住する見込みの者に、予算の範囲内において高鍋町地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金の交付に関する規則（昭和47年高鍋町規則第21号。以下「規則」という。）、宮崎県地方就職学生支援事業実施要領（令和6年5月17日宮崎県総合政策部中山間・地域政策課定め。以下「県地方就職学生支援事業実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 次のアからエまでに掲げる都及び県の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める市町村をいう。
 - ア 東京都 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
 - イ 埼玉県 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
 - ウ 千葉県 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
 - エ 神奈川県 山北町、真鶴町及び清川村

(交付対象者)

第3条 地方就職支援金の交付対象者は、次の各号の全ての要件を満たす者とする

- (1) 移住等に関し、ア、イ及びウに該当すること。
 - ア 移住元に関し、次の(ア)及び(イ)に該当すること。
 - (ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業する見込みであること。
 - (イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住

していること。

イ 移住先に関し、次の(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 宮崎県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) (ア)の内定が大学卒業年度の6月1日以降の採用選考に係るものであり、かつ、同年度の10月1日以降に通知されたものであること。

(ウ) 卒業後に(ア)の内定企業に就職し、転入日から起算して5年以上継続して高鍋町に居住する意思があること。

ウ ア及びイ以外に関し、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者であること。

(イ) 日本国籍を有する者であること、又は外国籍を有する者であって、かつ、永住者、日本国籍を有する者の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) その他宮崎県又は高鍋町が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職及び就業に関し、次のア及びイに該当すること。

ア 就業先に関し、次の(ア)から(オ)までの全てに該当すること

(ア) 勤務地が宮崎県内に所在すること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(オ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関し、次の(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 高鍋町から通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用される予定であること。

（交付金額）

第4条 地方就職支援金の額は、40,000円とする。ただし、1人につき1回の交付を限度とする。

(交付申請に必要な書類)

第5条 規則第3条第4号の規定によるその他町長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 地方就職支援金交付申請書 (様式第1号)
- (2) 地方就職支援金交付申請に関する誓約事項 (様式第2号)
- (3) 地方就職支援金に関する個人情報の取扱い (様式第3号)
- (4) 個人情報調査・照会及び利用に関する同意書 (様式第4号)
- (5) 官公署の発行した顔写真付き身分証明書
- (6) 対象経費に関する交通費の領収書
- (7) 内定証明書 (様式第5号)
- (8) 卒業学年であることが確認できる在学証明書
- (9) 移住元の住所を確認できる書類
- (10) 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

(交付決定通知)

第6条 町長は、地方就職支援金の交付申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、規則第7条の規定による補助金等交付決定書のほか、地方就職支援金交付決定通知書 (様式第6号) により、地方就職支援金を交付することが不適当と認めたときは地方就職支援金不交付決定通知書 (様式第7号) により申請をした者 (以下「申請者」という。) に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 町長は、地方就職支援金の交付決定を行った申請者に対して、地方就職支援金の交付の申請をした日 (以下「申請日」という。) から3か月以内に地方就職支援金を交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 宮崎県及び高鍋町は、県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、地方就職支援金の交付を受けた者に対し、県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求等)

第9条 地方就職支援金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該該当した旨を高鍋町地方就職支援金返還事由発生報告書 (様式第8号) 及び高鍋町地方就職支援金返還事由発生状況 (様式第9号) により、速やかに町長に報告しなければならない。

- (1) 虚偽の申請等があった場合
- (2) 申請日から起算して1年以内までに地方就職支援金の要件を満たす就業先へ就業し

なかった場合

- (3) 申請日から起算して1年以内までに高鍋町に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に高鍋町に住民票がある場合はこの限りではない。
- (4) 就職した日から起算して1年以内までに地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞めた場合。ただし、退職日から3か月以内までに県内の別の企業に就業する場合はこの限りではない。
- (5) 転入日から起算して5年以内までに高鍋町から転出した場合

2 町長は、前項の規定による報告（以下この項において「報告」という。）があった場合又は報告はないが、前項各号のいずれかに該当することが明らかな者がいることが判明した場合は、報告をした者又は当該前項各号いずれかに該当することが明らかな者に対して、高鍋町地方就職支援金返還請求書（様式第10号）により、交付した地方就職支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、同項第5号に該当する者のうち、転入日から起算して3年以上5年以内までに高鍋町から転出した者に対しては、交付した地方就職支援金の半額の返還を請求するものとする。

3 町長は、第1項各号のいずれかに該当した者のうち、当該該当した事由が就職した企業の倒産、災害、疾病その他やむを得ない事情によるものと宮崎県とともに認めた場合は、前項の規定にかかわらず、交付した地方就職支援金の返還を請求しないことができる。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に関して必要な事項は、宮崎県知事と町長が協議して定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

様式第2号「地方就職支援金交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
様式第3号「地方就職支援金に関する個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、高鍋町に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
暴力団員でない者であること		A. 誓約する		B. 誓約しない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の対象となりません。

管理コード（高鍋町使用欄）	
---------------	--

様式第2号（第5条関係）

地方就職支援金交付申請に関する誓約事項

私は、地方就職支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

（誓約事項）

1. 地方就職支援金に関する報告及び立入調査について、宮崎県又は高鍋町から求められた場合には、それに応じます。
2. 以下の場合には、県地方就職学生支援事業実施要領及び高鍋町地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（1） 全額返還

- ア 虚偽の申請等があった場合
- イ 申請日から起算して1年以内までに地方就職支援金の要件を満たす就職先へ就業しなかった場合
- ウ 申請日から起算して1年以内までに高鍋町に転入しなかった場合
- エ 就職した日から起算して1年以内までに地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞した場合
- オ 転入日から起算して3年未満までに高鍋町から転出した場合

（2） 半額返還

- 転入日から起算して3年以上5年以内までに高鍋町から転出した場合

年 月 日

高鍋町長 殿

申請者 住所

氏名

様式第3号（第5条関係）

地方就職支援金に関する個人情報の取扱い

高鍋町が、地方就職支援金の申請により知り得た個人情報について、地方就職支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び宮崎県その他の都道府県において実施する地方就職支援金にかかる事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、宮崎県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

高鍋町長 殿

申請者 住所

氏名

様式第4号（第5条関係）

個人情報調査・照会及び利用に関する同意書

年 月 日

高鍋町長 殿

債務者

住 所

氏 名

生年月日

1 高鍋町が保有する個人情報

私は、高鍋町地方就職支援金交付要綱第9条の規定による補助金の返還請求について、債務の履行に遅滞が生じた場合には、債権回収及び滞納解消に必要な範囲で、高鍋町が保有する私の下記個人情報について、情報を保有する所管課から情報の提供を受け、利用することに同意します。

- ・ 高鍋町が保有する私に対する債権についての滞納の有無、内容及び金額
- ・ 勤務先の名称及び所在地
- ・ 預金口座のある金融機関名及び支店名
- ・ 町民税・県民税に関する情報
(収入・所得の種類、金額及び支払者、所得控除の種類及び控除額、生命保険控除の対象となった保険料の支払先)
- ・ 軽自動車税に関する情報
- ・ 固定資産税に関する情報
(固定資産税課税台帳に登録された土地・家屋の所在地、評価額、所有状況等)
- ・ 納税通知書送達先
- ・ 地方税法第15条による徴収猶予、同法第15条の5による換価の猶予、同法第15条の7による滞納処分停止の措置の有無
- ・ 生活保護費受給の内容

2 高鍋町が保有しない個人情報

私は、高鍋町地方就職支援金交付要綱第9条の規定による補助金の返還請求について、債務の履行に遅滞が生じた場合には、債権回収及び滞納解消に必要な範囲で、高鍋町が私の個人情報を保有する関係者に対し下記について調査・照会をし、私の個人情報の提供を受け、及び当該情報を利用することに同意いたします。

- ・ 町が、金融機関から取引口座の有無及び取引状況の情報を受けること
- ・ 町が、保険会社から加入状況、保険契約内容の情報の提供を受けること
- ・ 町が、私の勤務先又は受注先から、私が保有する給料債権、報酬債権及び売掛金債権に関する情報の提供を受けること
- ・ 町が、私と賃貸借契約を締結した貸主、賃貸借物件を管理している不動産管理会社、賃貸借物件を紹介した不動産仲介業者から私の連絡先、転居先住所の情報の提供を受けること

※ 上記個人情報の調査・照会及び利用は、町から補助金の返還請求があった場合で、町の定める期日までに返還されないときに実行されるものです。

様式第5号（第5条関係）

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1. 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2. 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社住所と同じ ・ それ以外の住所
	※それ以外の住所の場合、住所を記載してください。
内定日	年 月 日
交通費支給額	※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。 支給していない場合は0を記載してください。 円

3. 就業条件等

入社予定日	年 月 日
就業条件	該当する場合はチェックを付けてください。※
	<input type="checkbox"/> 無期の雇用である <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である
勤務地に関する 特記事項	勤務地限定型の採用の場合、チェックを付けてください。※
	<input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない （勤務地限定型である、勤務地が一か所である、など）

※地方就職支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は対象外になります。

年 月 日

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

(以下は、申請者が記載してください。)

上記内定を承諾し、地方就職支援金を申請いたします。

申請者氏名： _____

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

様

高鍋町長

地方就職支援金交付決定通知書

県地方就職学生支援事業実施要領及び高鍋町地方就職支援金交付要綱に基づき、以下のとおり地方就職支援金を交付することに決定しましたので通知いたします。

地方就職支援金 _____ 円

1. 振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

2. 振込口座

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

審査請求及び取消訴訟

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内までに、町長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内までに、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内までにこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内までに提起しなければなりません。

（備考）

1 高鍋町は、高鍋町地方就職支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・虚偽の申請等があった場合：全額

- ・申請日から起算して1年以内までに地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
- ・申請日から起算して1年以内までに高鍋町に転入しなかった場合：全額
(ただし、申請時に既に市町村に住民票がある場合を除く)
- ・就職した日から起算して1年以内までに地方就職支援金の要件を満たす就職先を辞した場合：全額
(ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)
- ・転入日から起算して3年未満までに高鍋町から転出した場合：全額
- ・転入日から3年以上5年以内に高鍋町から転出した場合：半額

2 高鍋町は、県地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード（宮崎県及び高鍋町使用欄）	
--------------------	--

様式第7号（第6条関係）

年 月 日

様

高鍋町長

地方就職支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました地方就職支援金については、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

1. 金額

2. 理由等

審査請求及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内までに、町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内までに、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内までにこの処分に対する審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内までに提起しなければなりません。

様式第8号（第9条関係）

報告日 年 月 日

高鍋町長 殿

高鍋町地方就職支援金返還事由発生報告書

住所

氏名

年 月 日付け高鍋町指令財経第 号で交付決定した、高鍋町地方就職支援金については、下記のとおり地方就職支援金の返還事由が発生したので報告します。

記

- 1 該当する補助金の交付決定状況等
 - (1) 年度：
 - (2) 交付決定通知日：
 - (3) 交付決定額：

- 2 発生した地方就職支援金の返還事由
別紙のとおり

様式第9号（第9条関係）

高鍋町地方就職支援金返還事由発生状況

氏名 _____

交付年度						
地方就職支援金 申請年月日						
交付決定 通知日						
地方就職支援金 支給済額						
該当する返還事由※	①全額の返還					②半額 の返還
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
返還事由発生日 (高鍋町から転出した日又 は職を辞した日)						
返還事由発生についてや むを得ない事情がある場 合等	(例) 就業先の業績悪化による整理解雇					

※ 該当する返還事由

高鍋町地方就職支援金交付要綱第9条に規定する下記の返還事由のうち該当する項目に○印を記入してください。

① 全額の返還

- (1) 虚偽の申請があった場合
- (2) 申請日から起算して1年以内までに地方就職支援金の要件を満たす就業先へ就業しなかった場合
- (3) 申請日から起算して1年以内までに高鍋町に転入しなかった場合
- (4) 就職した日から起算して1年以内までに地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞した場合
- (5) 転入日から起算して3年未満までに高鍋町から転出した場合

② 半額の返還

- 転入日から起算して3年以上5年以内までに高鍋町から転出した場合

様式第 10 号 (第 9 条関係)

年 月 日

様

高鍋町長

高鍋町地方就職支援金返還請求書

年 月 日付で交付決定した、高鍋町地方就職支援金について、高鍋町地方就職支援金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり返還するよう請求します。
つきましては、指定の期日までに返還額を納入してください。

記

1. 高鍋町地方就職支援金返還額 _____ 円
2. 返還の理由
3. 指定期日 年 月 日

様式第1号 (第5条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第5条関係)
様式第4号 (第5条関係)
様式第5号 (第5条関係)
様式第6号 (第6条関係)
様式第7号 (第6条関係)
様式第8号 (第9条関係)
様式第9号 (第9条関係)
様式第10号 (第9条関係)